



沖縄労働局発表
平成30年10月26日

担 当	沖縄労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 上野 諭
	主任監察官 平良 喜作
	電話：098-868-4303

「過重労働解消キャンペーン」を実施

～11月は「過労死等防止啓発月間」です～

「過労死等防止対策推進法」では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。

このため、沖縄労働局（局長 安達隆文）では、同月間において、以下のとおり、長時間労働の削減等、過重労働の解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

（主な内容）

- ・キャンペーンに先立ち、長時間労働削減を始めとする働き方の見直しについて、労働局長が使用者団体に要請書を交付します。

日時：平成30年10月31日（水） 13：30～

会場：沖縄産業支援センター（小会議室 308 号室）

（那覇市小禄 1831 番地 1）

- ・全国一斉無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」0120-794-713

日時：平成30年11月4日（日）9：00～17：00

- ・沖縄労働局長による「ベストプラクティス企業への職場訪問」を行います。

日時：平成30年11月13日（火） 14：00～

訪問先：大和コンクリート工業株式会社 本社

（うるま市字昆布 1839 番地 1）

- ・「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

（無料でどなたでも参加できます。）

日時：平成30年12月4日（火）15：00～17：00（受付 14：30～）

会場：沖縄産業支援センター（那覇市小禄 1831 番地 1）

- ・長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止のため重点監督を実施します。

「過重労働解消キャンペーン」の概要

(1) 労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立って、労働局幹部が県内の主要な使用者団体や労働組合団体を訪問し、長時間労働の削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施について、労働局長名による協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。

報道機関に公開の上、下記により、労働局長が、使用者団体に対して長時間労働削減を始めとする働き方の見直しについて、要請書を交付します。

日時：平成 30 年 10 月 31 日（水） 13：30～

会場：沖縄産業支援センター（小会議室 308 号室）

（那覇市小禄 1831 番地 1）

(2) 全国一斉無料電話相談を実施します

無料の「**過重労働解消相談ダイヤル**」を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般に関する相談に対応します。

日時：平成 30 年 11 月 4 日（日） 9：00～17：00

なくしましょう 長い残業

フリーダイヤル 0120-794-713

(3) 沖縄労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

報道機関に公開の上で、沖縄労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている下記の企業を訪問し、その取組などについて、代表者の方と意見交換を行います。

取組事例について、報道機関を通じて地域に紹介しますので、取材いただける報道機関の方は、別添「取材申込表」により、**11 月 12 日（月） 17：00 まで**に、当局監督課あて FAX（FAX：098-862-6793）にて申込みをお願いいたします。

日時：平成 30 年 11 月 13 日（火） 14：00～

訪問先：大和コンクリート工業株式会社 本社

（うるま市字昆布 1839 番地 1）

(4) 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します（別添リーフレット参照）

日時：平成 30 年 12 月 4 日（火） 15：00～17：00（受付 14：30～）

会場：沖縄産業支援センター（那覇市小禄 1831 番地 1）

参加無料 定員 150 名

(5) 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止のため重点監督を実施します

長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等を図るための監督指導を重点的に実施します。

(6) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知します。

(7) 全国各地で過重労働解消のためのセミナーを開催しています

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、9月から11月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業・全国で計64回）を実施しています。

なお、沖縄県においては、10月17日に実施しました。

[専用ホームページ] <http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>

[過重労働解消キャンペーン特設ページ]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/roudoukijun/campaign.html>

毎年11月は 「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を「**過労死等防止啓発月間**」と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等とその防止に対する理解を深めて「**過労死ゼロ**」の社会を実現しましょう。



※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患もしくは心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡またはこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、 「過労死等防止対策推進シンポジウム」 を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。



○過労死等防止対策推進シンポジウム

47都道府県48会場（東京は2会場）で開催します。（無料でどなたでも参加できます。）

開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



はたらき過ぎは危険信号、
あなたも職場も

あなたにとって労働とはなんでしょうか？
働くことは大切ですが、働き過ぎは問題です。
長時間の労働は、健康障害のリスクも高まり、
賃金不払残業、ひいては過労死にも繋がる危険があります。
この機会に職場環境を見直してみませんか？

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。
同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

無料

「過重労働解消相談ダイヤル」
過重労働等に関する相談はこちら>>>

なくしましう 長い 残業
0120-794-713
11月4日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」において、11月は「過労死等防止啓発月間」とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

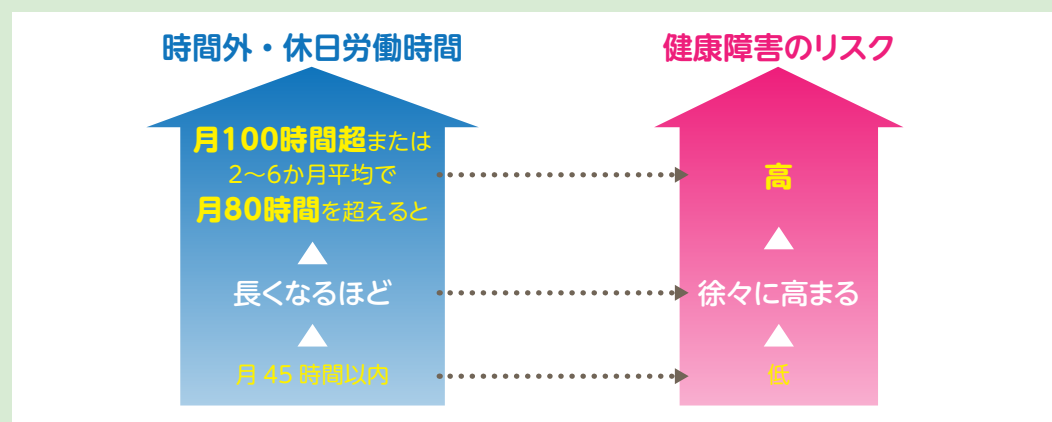
労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

知っていますか？

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。



(上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握^{※1}し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために^{※2}

- ①時間外・休日労働時間を削減しましょう。
 - ・36協定(時間外労働・休日労働に関する協定)で定める延長時間は、限度基準^{※3}に適合したものとする必要があります。
 - ・特別条項付き協定^{※4}により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
 - ・休日労働についても削減に努めましょう。
- ②年次有給休暇の取得を促進しましょう。
 - ・年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。
- ③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。
 - ・健康管理体制を整備すると共に、健康診断を実施しましょう。
 - ・長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために^{※5}

- ①職場風土を改革しましょう。
- ②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
- ③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(平成29年1月、厚生労働省)

※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」(平成18年3月、厚生労働省)

※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」(平成10年労働省告示第154号)

※4「臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分以上を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。

※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」(平成15年5月、厚生労働省)

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成30年11月4日(日) 休日電話相談

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業

0120-794-713

にご相談ください。



厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1. 労使の主体的な取組を促します。

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2. 重点監督を実施します。

①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

3. 電話相談を実施します。

「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時

平成30年11月4日(日) 9:00～17:00

フリーダイヤル なくしましょう 長い残業

0120-794-713

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署(開庁時間 平日8:30～17:15)

労働条件相談ホットライン

フリーダイヤル

はい！

ろうどう

(月～金17:00～22:00、土・日9:00～21:00)

0120-811-610

労働基準関係情報メール窓口(情報提供)

労働基準 メール窓口

検索

4. 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。

企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月を中心に、全都道府県で計64回、「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を実施します。

【専用ホームページ】<http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/>



過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

事業者の皆さん

労働者の方々が相談しやすい
環境づくりが必要です。

労働者の皆さん

心身の不調に気づいたら、
周囲の人や専門家に相談を。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

◎労働条件や健康管理に関する相談窓口

労働条件等に関するご相談は…

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30～17:15)



労働条件相談ホットライン

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-811-610** (フリーダイヤル)

受付時間：平日 17:00～22:00 / 土・日 9:00～21:00 (12/29～1/3を除く)

確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労働管理に関するQ&Aを、労働者やそのご家庭向け、
事業主や人事労務担当者向けにその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は…

こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に関することについて無料で相談に応じています。

電話番号：**0120-565-455** (フリーダイヤル)

受付時間：月・火 17:00～22:00 土・日 10:00～16:00 (祝日、年末年始はのぞく)

メール相談：<https://kokoro.mhlw.go.jp/mail-soudan/>

こころの耳(ポータルサイト)

働く人のメンタルヘルス対策と過重労働対策に関する施策の各種情報を掲載しています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



◎過労死の防止のための活動を行う民間団体の相談窓口

●過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



●全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



●過労死弁護団全国連絡会議(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

沖縄会場

過労死等 防止対策推進 シンポジウム

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命や心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。

本シンポジウムでは有識者や過労死をされた方のご遺族にもご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について探ります。

参加
無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

日時

平成30年12月4日(火)

15:00~17:00 (受付14:30~)

会場

沖縄産業支援センター

(沖縄県那覇市字小禄1831番地1)

[定員] 150名

主催：厚生労働省

後援：沖縄県

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

プログラム

[沖縄労働局から現状の報告]

「過労死等防止対策推進全国センターより報告」

[講演]

「健康な職場をつくるために」

川人 博 氏 (川人法律事務所)

[過労死等を考える家族の会より体験談発表]

高橋 幸美さん

会場のご案内

沖縄産業支援センター

(沖縄県那覇市字小禄1831番地1)

- ・車の場合、那覇空港から約10分～15分
- ・ゆいレール 小禄駅 徒歩15分

参加申込について

- ▶ 会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
- ▶ 申し込みはWeb又はFAXをお願いします。
- ▶ 参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。
- ▶ 定員超過の場合のみ、電話でご連絡いたします。

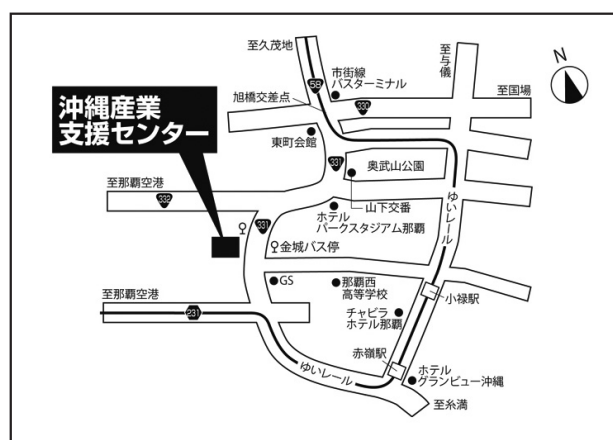
講師プロフィール

川人 博氏

川人法律事務所

1978年 東京弁護士会に弁護士登録。
文京総合法律事務所を経て、
1995年 川人法律事務所創立。
1988年から 「過労死110番」の活動に参加し、
現在、過労死弁護団全国連絡会議幹事長。

【役職等】 厚生労働省・過労死等防止対策推進協議会委員
過労死弁護団全国連絡会議幹事長
過労死等防止対策推進全国センター共同代表幹事
内閣官房拉致問題対策本部
拉致問題に関する有識者との懇談会の有識者委員
東京弁護士会人権擁護委員会国際人権部会長
(2018年4月現在)



●Webからの申し込み：以下ホームページをご覧ください、申し込みをお願いいたします。

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo>

過労死等防止対策推進シンポジウム

检索

●FAXでの申し込み：以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX 番号 03-6264-6445 過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行



スマートフォンで
QRコードを
読み込んで下さい。

過労死等防止対策推進シンポジウム [参加申込書]

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- ☐ 経営者 ☐ 会社員 ☐ 公務員 ☐ 団体職員 ☐ 教職員 ☐ 医療関係者 ☐ 弁護士
☐ 社会保険労務士 ☐ パート・アルバイト ☐ 主婦 ☐ 学生
☐ その他 [_____]

お 名 前	ふりがな	ふりがな
4名以上のお申込みは、 別紙（様式自由）にて FAXしてください。	ふりがな	ふりがな
電話番号		
企業・団体名		

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします

(お問い合わせ先) 電話：0120-053-006 E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp 株式会社プロセスユニーク

ベストプラクティス企業への局長訪問

取材申込表

下記に必要事項を記入の上、11月12日（月）17：00までに、FAXにてお申し込みください。

報道機関名

取材者数

ご担当者名

ご連絡先（TEL）

送付先：沖縄労働局労働基準部監督課

FAX 098-862-6793

（お問合せ先 TEL 098-868-4303）

担当：上野 平良 瀬底